

5分で読める

ちょっと役に立つ

『犯罪被害給付制度』

給付金の種類は？／給付金の受給要件は？／
給付金の受給金額は？／給付金の受給手続は？

平成24年7月

犯罪被害給付制度とは？



渋谷の地下鉄殺人未遂事件、大阪ミナミの通り魔殺人など犯罪被害給付制度の対象になる事件が多いですね。改めて犯罪被害給付制度の内容について教えてください。



大阪ミナミの通り魔事件のように犯罪の被害者として亡くなった。地下鉄事件のように犯罪に遭った被害者が重症になったり後遺障害になったりした。

この被害者が労災保険や自賠責保険などの公的救済を受けられないあるいは加害者から損害賠償を十分に受けることができなかつた場合に国から給付金を受給できる制度が犯罪被害給付制度です。

通り魔殺人事件や被害者が犯罪の被害者として重症、後遺障害になって、加害者が刑事裁判で有罪になり刑務所に服役すると、被害者が民事裁判で損害賠償を認められても加害者が払わないケースがあります。民事裁判の判決はただの紙切れと同じになってしまいます。

そんなときに、犯罪被害給付制度で国から給付金を受給できますから遺族の生活保障や被害者の治療の一助になるといえます。

犯罪被害給付制度は犯罪被害者を対象にした自賠責保険といえるかもしれません。

犯罪被害給付制度の給付金の種類は？

●遺族給付金

死亡した被害者の遺族が受給できる給付金です。

●重傷病給付金

重症な負傷または疾病になった方が受給できる給付金です。

●障害給付金

身体に障害が残った方が受給できる給付金です。

いずれも一時金として受給できます。

犯罪被害給付制度の給付金の受給要件は？

●遺族給付金

遺族給付金は、以下の順に受給できます。

配偶者→配偶者がいない場合→子供。子供がいない場合→父母。
父母がいない場合→孫。孫がいない場合→祖父母。祖父母がいない場合→兄弟姉妹の順番で受給できます。

●重傷病給付金

加療1ヵ月以上で3日以上入院をする重傷病(負傷または疾病)。あるいは加療1ヵ月以上で3日以上にわたり働くことができないPTSD(外傷後ストレス障害)等の精神疾患を負った方が受給できます。

●障害給付金

障害(障害等級第1～14級)の被害者本人が受給できます。

犯罪被害給付制度の給付金の受給金額は？

●遺族給付金

前提は、被害者が生前得ていた勤労収入（日額）を基準に、被害者の死によって遺族の生計維持がどれほど困難になるかを考慮して計算されます。

最高額 2,964.5万円 最低額 872.1万円

尚、被害者が死亡前に治療した場合は、ケガ、病気の治療のためにかかった医療費1年間分のうち自己負担分を受給できます。その上、休業損害を考慮した額を加算して受給できます。ただし、**上限額120万円**。

●重傷病給付金

ケガ、病気の治療のためにかかった医療費1年間分のうち自己負担分を受給できます。その上、休業損害を考慮した額を加算して受給できます。**上限額 120万円**。

●障害給付金

重度の障害（障害等級1～3級）が残った場合

最高額 3,974.4万円 最低額 1,056万円

それ以外の場合（4級～14級）が残った場合

最高額 1,269.6万円 最低額 18万円

以下の場合には給付金の一部または全部が受給されない場合があります。

- ・被害者と加害者の間に親族関係がある場合。
- ・被害者が犯罪行為を誘発したとき、被害者にもその責めに帰すべき行為があった場合。例えば、トラブルの原因が一部被害者にある場合など。その過失部分を減額されます。

犯罪被害給付制度の給付金の受給手続は？

●遺族給付金

- ・ 死亡の年月日等を証明できる書類(死体検案書等)
- ・ 被害者との続柄がわかる戸籍謄本(附票付き、除籍簿等)
- ・ 被害者の収入で生計を維持していた事実を証明できる書類
- ・ 被害者の収入日額を証明できる書類(給与証明書、所得証明等)
- ・ 死亡する前の治療費(高額療養費払戻後)を証明できる書類
- ・ 申請者が国内に住んでいる証明書類(住民票の写し等)
- ・ 休業日数を証明できる書類

●重傷病給付金

- ・ 重傷病を負ったことを証明できる診断書等
- ・ 被保険者証の写し
- ・ 治療費(高額療養費払戻後)を証明できる書類
- ・ 被害者の収入日額を証明できる書類(給与証明書、所得証明等)
- ・ 申請者が国内に住んでいる証明書類(住民票の写し等)
- ・ 休業日数を証明できる書類

●障害給付金

- ・ 身体上の障害の状態に関する医師等の診断書
(犯罪被害による負傷であること。負傷や疾病の症状固定日、障害等級第○級第○号など障害の内容がわかるように記載されている診断書)
 - ・ 被害者の収入日額を証明できる書類(給与証明書、所得証明等)
 - ・ 申請者が国内に住んでいる証明書類(住民票の写し等)
- 尚、申請手続きは警察署に上記必要書類を提出して行います。

犯罪被害給付制度の給付金以外の支援内容



犯罪被害給付制度に対象になるには手続きが必要ですが、犯罪にあつて被害者になった場合にすぐ対応できる費用支援制度はありますか？



犯罪に遭われて病気やケガをされた方に対して、診断書料や初診料などを公費で負担する制度があります。暴力による被害、性犯罪による被害者が対象です。



性犯罪に遭われ女性に対する支援制度はありますか？



性犯罪の被害に遭われた本人に対し緊急に避妊する費用等を公費で負担する支援制度があります。



殺人の被害者になった場合に遺体が傷ついたり、司法解剖されたりします。遺体に対する支援制度はありますか？



犯罪被害に遭われて亡くなられた方の遺族に対して、司法解剖後の遺体を搬送する費用や司法解剖の傷跡を目立たないようにする費用を負担する支援制度があります。



被害者やその家族の精神的にサポート制度はありますか？



- ・ 事情聴取を行うにしても被害者の方が安心できるような内装の部屋で行います。
- ・ 現場では、外から中の様子が分からないようにしたワゴン車を活用するなどして、被害者の方のプライバシーに配慮した事情聴取等を行います。
- ・ 性犯罪の被害に遭われた方に対して、被害者の方が望む性別の警察官が、事情聴取や被害者の方への連絡などを行います。
- ・ 専門的なカウンセリングが必要なときに、専門的知識のある警察職員がカウンセリングを行います。



警察以外に民間の支援制度はありますか？



- ・ 専門的な精神療法や心理カウンセリングの必要があると思われる場合に、警察が精神科医や心理カウンセラーを紹介します。
- ・ 電話や面接による相談、病院や裁判所等への付き添いといった支援を行う民間被害者支援団体を紹介します。

参考文献：警察庁 犯罪被害者支援室より

制作：有限会社エル・ビー・シー